

岩手県立盛岡第一高等学校硬式野球部後援会

会 則

(名 称)

第1条 本会は岩手県立盛岡第一高等学校硬式野球部後援会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長の定める場所に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の新睦融和を図るとともに、野球活動を通じ岩手県立盛岡第一高等学校（以下「一高」という）および一高野球部の発展を期する為、一高野球部に対し活動資金や技術の提供など必要な援助を行なうことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 岩手県立盛岡中学校野球部、岩手県立盛岡高等学校および一高野球部についての記録、資料等の収集、整理に関すること。
- (2) 一高野球部活動に要する経費および施設、設備の整備などの援助に関すること。
- (3) 一高野球部の指導、助言に関すること。
- (4) その他本会の目的達成のため必要な事業。

(組 織)

第5条 本会は白聖同窓会会員で野球を愛好し、本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
理 事 長	1 名
副理事長	2 名
理 事	若干名
事務局長	1 名
監 事	2 名

役員外に顧問若干名を置く。

第7条 本会の役員（顧問含）は自薦・他薦を基本に、会務に支障のない事及び各年代のバランスを考慮し、役員会にて候補者を検討、総会において選任する。

(役員等の職務)

第8条 (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2) 理事長は会長を補佐し、会長の命を受け会務を総理する。又、会長に事故ある時、また欠けた時はその職務を代行する。

(3) 副理事長は理事長を補佐し、会務を処理する。

(4) 理事は会務の決定・執行に参画する。

(5) 事務局長は事務局員を指揮し、事務を処理する。

(6) 監事は会務を監査し、その結果を総会に報告する。

(7) 顧問は会長が必要と認めた事項について諮問に応じる。

(役員任期)

第9条 (1) 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。(理事長以上の役職は3期6年を限度とする。)

(2) 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は総会および役員会とする。

(総会)

第11条 総会は会長が招集し、その議長となり次の事項について審議決定する。

(1) 会則の制定および改廃に関する事。

(2) 役員選任に関する事。

(3) 事業の決定に関する事。

(4) 予算の決定に関する事。

(5) その他重要な事項に関する事。

(役員会)

第12条 会長は、定期役員会(4月・9月)を招集するほか、3名以上の役員から会議に付すべき事項を示して請求があったときは臨時役員会を招集し、その議長となり次の事項について審議決定する。

(1) 総会から委任された事項に関する事。

(2) 総会を招集する暇のない緊急事項に関する事。

(3) 総会に付議する事項に関する事。

(4) 監督・コーチ人事の提案等、技術支援に関する事。

(5) その他重要な事項に関する事。

※必要に応じ、現任監督の出席を要請する。

(事務局)

第13条 会務の円滑な運営を遂行するため、事務局長の事務遂行の補佐を行う事務局員を、理事の中から若干名を総会にて選任する。

(会計)

第14条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 本会則施行について必要な事項は、会長が役員会に諮り別の細則を定める。

(付則)

この会則は平成14年4月20日より改訂する。

この会則は平成27年4月25日より改訂する。

この会則は平成29年1月2日より改訂する。